

第三号様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【氏名又は名称】

【住所又は本店所在地】

【報告義務発生日】

【提出日】

【提出者及び共同保有者の総数（名）】

【提出形態】

【変更報告書提出事由】



変更報告書 No. 1

法第 27 条の 26 第 2 項

関東財務局長 殿

クリフォードチャンス法律事務所 外国法共同事業
弁護士 山下 淳



東京都港区赤坂 2 丁目 17 番 7 号 赤坂溜池タワー 6 階

平成 19 年 1 月 31 日

平成 19 年 2 月 6 日

4

連名

本年 1 月 16 日から末日迄の間に、共同保有者全体による
保有割合の合計が、前回報告書提出時より 1 % 以上増加し
たため

第 1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社日本マイクロニクス
証券コード	6871
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	ジャスダック

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（米国カリフォルニア州法に準拠して設立された株式会社）
氏名又は名称	キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー (Capital Guardian Trust Company)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国カリフォルニア州、ロスアンゼルス、サンタ・モニカ通り 11100、15 階 (11100 Santa Monica Boulevard, 15th Fl., Los Angeles, CA 90071, U.S.A.)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 43（1968）年 9 月 4 日
代表者氏名	ロベルタ・エイ・コンロイ (Roberta A. Conroy)
代表者役職	副社長
事業内容	主として信託業務。カリフォルニア州金融法において定める信託会社の業務及びカリフォルニア法により信託会社が行うことを認められている一切の行為。カリフォルニア州法に準拠して設立された会社と与えられる全ての権能の行使。但し、カリフォルニア集金友邦において信託会社に付されている制限に服する

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区赤坂 2 丁目 1 7 番 7 号 赤坂溜池タワー 6 階 クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業 弁護士 山下 淳
電話番号	03-5561-6640（代表） 03-5561-6663（担当者直通）

(2)【保有目的】

顧客である機関投資家の利益を目的とした通常の業務としての純投資。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券又は投資証券等 (株・口)			759,100
新株予約権証券 (株)	A	—	G
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H
対象有価証券カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計 (株・口)	M	N	O 759,100
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数 (27 条の 23 4 項)	Q		
保有株式等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R	759,100	
保有潜在数の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株・口) (平成 19 年 1 月 31 日現在)	T	20,012,658
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (R/(S+T)×100)		3.79
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		3.55

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

--

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）／2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（英国法に準拠して設立された法人）
氏名又は名称	キャピタル・インターナショナル・リミテッド (Capital International Limited)
住所又は本店所在地	英国 WC2E 9HN、ロンドン、ベッドフォード・ストリート 25 (25 Bedford Street, London, England WC2E 9HN)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 57（1982）年 6 月 4 日
代表者氏名	デイビッド・アイ・フィッシャー（David I. Fisher）
代表者役職	副会長
事業内容	投資顧問会社

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区赤坂 2 丁目 1 7 番 7 号 赤坂溜池タワー 6 階 クリフォード チャンス 法律事務所 外国法共同事業 弁護士 山下 淳
電話番号	03-5561-6640（代表） 03-5561-6663（担当者直通）

(2)【保有目的】

顧客である機関投資家の利益を目的とした通常の業務としての純投資。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券又は投資証券等 (株・口)			448,300
新株予約権証券 (株)	A	—	G
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H
対象有価証券カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計 (株・口)	M	N	O 448,300
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数 (27 条の 23 4 項)	Q		
保有株式等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R	448,300	
保有潜在数の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株・口) (平成 19 年 1 月 31 日現在)	T	20,012,658
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (R/(S+T)×100)		2.24
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		0.96

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

--

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者）／3】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（米国カリフォルニア州法に準拠して設立された法人）
氏名又は名称	キャピタル・インターナショナル・インク (Capital International Inc)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国カリフォルニア州 90025、ロスアンジェルス、サンタ・モニカ通り 11100、 15階 (11100 Santa Monica Boulevard, 15th Fl., Los Angeles, CA 90025, U.S.A.)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 43（1968）年 9 月 4 日
代表者氏名	ペーター・シー・ケリー（Peter C. Kelly）
代表者役職	副社長
事業内容	投資顧問会社

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区赤坂2丁目17番7号 赤坂溜池タワー6階 クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業 弁護士 山下 淳
電話番号	03-5561-6640（代表） 03-5561-6663（担当者直通）

(2)【保有目的】

顧客である機関投資家の利益を目的とした通常の業務としての純投資。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券又は投資証券等 (株・口)			190,200
新株予約権証券 (株)	A	—	G
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H
対象有価証券カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計 (株・口)	M	N	O 190,200
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数 (27 条の 23 4 項)	Q		
保有株式等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R	190,200	
保有潜在数の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株・口) (平成 19 年 1 月 31 日現在)	T	20,012,658
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (R/(S+T)×100)		0.95
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		0.53

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

--

第2【提出者に関する事項】

4【提出者（大量保有者）／4】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（スイス法に準拠して設立された法人）
氏名又は名称	キャピタル・インターナショナル・エス・エイ (Capital International S.A.)
住所又は本店所在地	スイス国、ジュネーヴ 1201、プラス・デ・ベルグ 3 (3 Place des Bergues, 1201 Geneva, Switzerland)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 38（1963）年 7 月 5 日
代表者氏名	デイビッド・アイ・フィッシャー（David I. Fisher）
代表者役職	会長
事業内容	投資顧問会社

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区赤坂 2 丁目 1 7 番 7 号 赤坂溜池タワー 6 階 クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業 弁護士 山下 淳
電話番号	03-5561-6640（代表） 03-5561-6663（担当者直通）

(2)【保有目的】

顧客である機関投資家の利益を目的とした通常の業務としての純投資。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券又は投資証券等 (株・口)			44,200
新株予約権証券 (株)	A	—	G
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H
対象有価証券カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計 (株・口)	M	N	O 44,200
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数 (27 条の 23 4 項)	Q		
保有株式等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R	44,200	
保有潜在数の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株・口) (平成 19 年 1 月 31 日現在)	T	20,012,658
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (R/(S+T)×100)		0.22
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		0.13

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

--

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

①	キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー (Capital Guardian Trust Company)
②	キャピタル・インターナショナル・リミテッド (Capital International Limited)
③	キャピタル・インターナショナル・インク (Capital International Inc.)
④	キャピタル・インターナショナル・エス・エイ (Capital International S.A.)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)			1,441,800
新株予約権証券 (株)	A	—	G
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H
対象有価証券カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計 (株・口)	M	N	O 1,441,800
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数 (27条の23 4項)	Q		
保有株式等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R	1,441,800	
保有潜在数の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株・口) (平成19年1月31日現在)	T	20,012,658
上記提出者の株券等保有割合 (%) (R/(S+T)×100)		7.20
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)		5.16

③【共同保有者における株券等保有割合の内訳】

提出者又は共同保有者名	保有株券等の数（総数）（数・口）	株券等保有割合（％）
キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー	759,100	3.79
キャピタル・インターナショナル・リミテッド	448,300	2.24
キャピタル・インターナショナル・インク	190,200	0.95
キャピタル・インターナショナル・エス・エイ	44,200	0.22
合 計	1,441,800	7.20

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS that Capital Guardian Trust Company, a corporation duly organized and existing under the law of California, U.S.A., with its address at 333 South Hope Street, Los Angeles, California (the "Company"), does hereby make, constitute and appoint Atsushi Yamashita and Naoki Watanabe, or any one of them, attorneys-at-law with their offices at CLIFFORD CHANCE LAW OFFICE, Akasaka Tameike Tower, 6th Floor, 17-7, Akasaka 2-chome, Minato-ku, Tokyo 107-0052, Japan, its true and lawful attorneys-in-fact, for it and in its name, place and stead, to do the following acts and things:

1. To prepare, execute and file with the *Kanto* Finance Bureau a report concerning holding shares of Micronics Japan, in accordance with the provisions of Article 27-23, Paragraph 1 and/or Article 27-26, Paragraph 1 of Securities and Exchange Law (Law No. 25 of 1948, as amended) (the "Law") and any report(s) of change thereafter in accordance with the provisions of Article 27-25, Paragraph 1 and/or Article 27-26, Paragraph 2 of the Law, and to supplement and/or amend said report(s).
2. To send copies said report(s) and supplemented and/or amended report(s) mentioned in 1 above to any organizations and corporations, in accordance with the provision of Article 27-27 of the Law.
3. To do any or all things relating to the above, including the appointment and dismissal of one or more sub-attorneys to act on behalf of the Company with respect to any or all of the powers granted in paragraphs 1 and 3 inclusive hereof.

IN WITNESS WHEREOF, Capital Guardian Trust Company has caused this Power of Attorney to be signed in its name and on its behalf by David M. Givner on this 17th day of January, 2007.

By: 

Name: David M. Givner

[和訳文]

委任状

米国カリフォルニア州法に基づき設立され現存し、アメリカ合衆国カリフォルニア州90025、ロスアンジェルス、サンタ・モニカ通り11100、15階に住所を有するキャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区赤坂2丁目17番7号 赤坂溜池タワー6階、クリフォードチャンス法律事務所 外国法共同事業の弁護士 山下 淳 及び 同 渡 辺 直 樹 に対し、当社のためにその名において、以下のことをなす権限をここに委任する。

1. 証券取引法(昭和23年法律第25号)（以下「法」という。）第27条の23第1項及び法第27条の26第1項に基づく当社の株式会社日本マイクロニクス株式保有に係る大量保有報告書並びに上記報告書の変更報告書及び訂正報告書を作成し、関東財務局にこれを提出すること
2. 上記各種報告書の写しを法第27条の27に従って関係各所に送付すること
3. 本委任状第1項乃至第3項の各項により授権された事項に関連し、当社を代理してその他一切の行為（復代理人の選任・解任を含む。）を行うこと

上記の証として、キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニーは本委任状を作成し、本日2007年1月17日、当社のデイビッド・M・ギヴナーが当社を代表して本委任状に署名した。

署名

氏名： デイビッド・M・ギヴナー

以上正訳致しました。

平成19年1月19日

弁護士 山下 淳

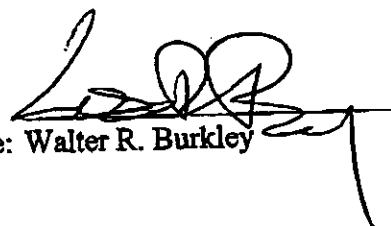


POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS that Capital International Limited, a corporation duly organized and existing under the law of London, England, with its address at 40 Grosvenor Place, London SW1X 7GG, United Kingdom (the "Company"), does hereby make, constitute and appoint Atsushi Yamashita and Naoki Watanabe, or any one of them, attorneys-at-law with their offices at CLIFFORD CHANCE LAW OFFICE, Akasaka Tameike Tower, 6th Floor, 17-7, Akasaka 2-chome, Minato-ku, Tokyo 107-0052, Japan, its true and lawful attorneys-in-fact, for it and in its name, place and stead, to do the following acts and things:

1. To prepare, execute and file with the *Kanto* Finance Bureau a report concerning holding shares of Micronics Japan, in accordance with the provisions of Article 27-23, Paragraph 1 and/or Article 27-26, Paragraph 1 of Securities and Exchange Law (Law No. 25 of 1948, as amended) (the "Law") and any report(s) of change thereafter in accordance with the provisions of Article 27-25, Paragraph 1 and/or Article 27-26, Paragraph 2 of the Law, and to supplement and/or amend said report(s).
2. To send copies said report(s) and supplemented and/or amended report(s) mentioned in 1 above to any organizations and corporations, in accordance with the provision of Article 27-27 of the Law.
3. To do any or all things relating to the above, including the appointment and dismissal of one or more sub-attorneys to act on behalf of the Company with respect to any or all of the powers granted in paragraphs 1 and 3 inclusive hereof.

IN WITNESS WHEREOF, Capital International Limited has caused this Power of Attorney to be signed in its name and on its behalf by Walter R. Burkley on this 17th day of January, 2007.

By: 
 Name: Walter R. Burkley

[和訳文]

委任状

英国法に基づき設立され現存し、英国 WC2E 9HN、ロンドン、ベッドフォード・ストリート25に住所を有するキャピタル・インターナショナル・リミテッド（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区赤坂2丁目17番7号 赤坂溜池タワー6階、クリフォードチャンス法律事務所 外国法共同事業の弁護士 山下 淳 及び 同 渡辺 直樹 に対し、当社のためにその名において、以下のことをなす権限をここに委任する。

1. 証券取引法(昭和23年法律第25号)（以下「法」という。）第27条の23第1項及び法第27条の26第1項に基づく当社の株式会社日本マイクロニクス株式保有に係る大量保有報告書並びに上記報告書の変更報告書及び訂正報告書を作成し、関東財務局にこれを提出すること
2. 上記各種報告書の写しを法第27条の27に従って関係各所に送付すること
3. 本委任状第1項乃至第3項の各項により授権された事項に関連し、当社を代理してその他一切の行為（復代理人の選任・解任を含む。）を行うこと

上記の証として、キャピタル・インターナショナル・リミテッドは本委任状を作成し、本日2007年1月17日、当社のウォルター・R. バークレーが当社を代表して本委任状に署名した。

[署 名]

氏名： ウォルター・R. バークレー

以上正訳致しました。

平成19年1月19日

弁護士 山下 淳



POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS that Capital International, Inc., a corporation duly organized and existing under the law of California, U.S.A., with its address at 11100 Santa Monica Boulevard, 15th Floor, Los Angeles, California (the "Company"), does hereby make, constitute and appoint Atsushi Yamashita and Naoki Watanabe, or any one of them, attorneys-at-law with their offices at CLIFFORD CHANCE LAW OFFICE, Akasaka Tameike Tower, 6th Floor, 17-7, Akasaka 2-chome, Minato-ku, Tokyo 107-0052, Japan, its true and lawful attorneys-in-fact, for it and in its name, place and stead, to do the following acts and things:

1. To prepare, execute and file with the *Kanto* Finance Bureau a report concerning holding shares of Micronics Japan, in accordance with the provisions of Article 27-23, Paragraph 1 and/or Article 27-26, Paragraph 1 of Securities and Exchange Law (Law No. 25 of 1948, as amended) (the "Law") and any report(s) of change thereafter in accordance with the provisions of Article 27-25, Paragraph 1 and/or Article 27-26, Paragraph 2 of the Law, and to supplement and/or amend said report(s).
2. To send copies said report(s) and supplemented and/or amended report(s) mentioned in 1 above to any organizations and corporations, in accordance with the provision of Article 27-27 of the Law.
3. To do any or all things relating to the above, including the appointment and dismissal of one or more sub-attorneys to act on behalf of the Company with respect to any or all of the powers granted in paragraphs 1 and 3 inclusive hereof.

IN WITNESS WHEREOF, Capital International Inc. has caused this Power of Attorney to be signed in its name and on its behalf by David M. Givner, on this 17th day of January 2007.

By: 
Name: David M. Givner

[和訳文]

委任状

米国カリフォルニア州法に基づき設立され現存し、アメリカ合衆国カリフォルニア州90025、ロスアンジェルス、サンタ・モニカ通り11100、15階に住所を有するキャピタル・インターナショナル・インク（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区赤坂2丁目17番7号赤坂溜池タワー6階、クリフォードチャンス法律事務所 外国法共同事業の弁護士 山下 淳 及び 同 渡 辺 直 樹 対 し、当社のためにその名において、以下のことをなす権限をここに委任する。

1. 証券取引法(昭和23年法律第25号)（以下「法」という。）第27条の23第1項及び法第27条の26第1項に基づく当社の株式会社日本マイクロニクス株式保有に係る大量保有報告書並びに上記報告書の変更報告書及び訂正報告書を作成し、関東財務局にこれを提出すること
2. 上記各種報告書の写しを法第27条の27に従って関係各所に送付すること
3. 本委任状第1項乃至第3項の各項により授権された事項に関連し、当社を代理してその他一切の行為（復代理人の選任・解任を含む。）を行うこと

上記の証として、キャピタル・インターナショナル・インクは本委任状を作成し、本日、2007年1月17日、当社のデイビッド・M・ギヴナーが当社を代表して本委任状に署名した。

[署 名]

氏名： デイビッド・M・ギヴナー

以上正訳致しました。

平成19年1月19日

弁護士 山下 淳



POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS that Capital International S.A., a corporation duly organized and existing under the law of Geneva, Switzerland, with its address at 3 Place des Bergues, 1201 Geneva, Switzerland (the "Company"), does hereby make, constitute and appoint Atsushi Yamashita and Naoki Watanabe, or any one of them, attorneys-at-law with their offices at CLIFFORD CHANCE LAW OFFICE, Akasaka Tameike Tower, 6th Floor, 17-7, Akasaka 2-chome, Minato-ku, Tokyo 107-0052, Japan, its true and lawful attorneys-in-fact, for it and in its name, place and stead, to do the following acts and things:

1. To prepare, execute and file with the *Kanto* Finance Bureau a report concerning holding shares of Micronics Japan, in accordance with the provisions of Article 27-23, Paragraph 1 and/or Article 27-26, Paragraph 1 of Securities and Exchange Law (Law No. 25 of 1948, as amended) (the "Law") and any report(s) of change thereafter in accordance with the provisions of Article 27-25, Paragraph 1 and/or Article 27-26, Paragraph 2 of the Law, and to supplement and/or amend said report(s).
2. To send copies said report(s) and supplemented and/or amended report(s) mentioned in 1 above to any organizations and corporations, in accordance with the provision of Article 27-27 of the Law.
3. To do any or all things relating to the above, including the appointment and dismissal of one or more sub-attorneys to act on behalf of the Company with respect to any or all of the powers granted in paragraphs 1 and 3 inclusive hereof.

IN WITNESS WHEREOF, Capital International S.A. has caused this Power of Attorney to be signed in its name and on its behalf by Walter R. Burkley on this 17th day of January, 2007.

By: 
Name: Walter R. Burkley

[和訳文]

委任状

スイス法に基づき設立され現存し、スイス国、ジュネーヴ1201、プラス・デ・ベルグ3に住所を有するキャピタル・インターナショナル・エス・エイ（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区赤坂2丁目17番7号 赤坂溜池タワー6階、クリフォードチャンス法律事務所 外国法共同事業の弁護士 山下 淳 及び 同 渡 辺 直 樹 に 対 し、 当 社 の た め に そ の 名 に お い て、 以 下 の こ と を な す 権 限 を こ こ に 委 任 す る。

1. 証券取引法(昭和23年法律第25号)（以下「法」という。）第27条の23第1項及び法第27条の26第1項に基づく当社の株式会社日本マイクロニクス of 株式保有に係る大量保有報告書並びに上記報告書の変更報告書及び訂正報告書を作成し、関東財務局にこれを提出すること
2. 上記各種報告書の写しを法第27条の27に従って関係各所に送付すること
3. 本委任状第1項乃至第3項の各項により授権された事項に関連し、当社を代理してその他一切の行為（復代理人の選任・解任を含む。）を行うこと

上記の証として、キャピタル・インターナショナル・エス・エイは本委任状を作成し、本日2007年1月17日、当社のウォルター・R. パークレーが当社を代表して本委任状に署名した。

_____[署名]_____
氏名： ウォルター・R. パークレー

以上正訳致しました。

平成19年1月19日

弁護士 山下 淳

